# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

#### 評価実施機関名

岡山県総社市長

#### 公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	地方税法における固定資産税関係事務				
②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。  納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条、総社市税条例第54条、第66条、第67条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項、総社市税条例第61条)、その課税標準に各市町村で設定する税率(総社市税条例第62条)を乗じることにより算出し、決定している。課税機準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価者と実施している。  市町村においては、上記に基づき、土地・家屋「償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)(2納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条等) (③価格に関する審査の申出(地方税法第422条) (国定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条、総社市税条例第68条、総社市税条例第68条、総社市税条例第68条、(地方税法第20条の前の企業を管理、異動、照会する。(地方税法第20条の11) (3)過誤納金を還付及び売当する。(地方税法第17条、17条の2) (4)口座情報を管理、異動、照会する。(地方税法第17条、17条の2) (4)口座情報を管理、異動、照会する。(地方税法第10条の11) (3)過誤納金を還付及び売当する。(地方税法第17条、17条の2) (4)口座情報を管理、異動、照会する。(地方税法第17条、17条の2) (4)口座情報を管理、異動、照金する。(地方税法第10条の11) (3)過誤納金を還付及び売当する。(地方税法第17条、17条の2) (4)口座情報を管理、異動、照金する。(地方税法第18年を存付する。(地方税法第18年を存付する。(地方税法第18年を存付する。(地方税法第18年を存付する。(地方税法第382条の16) (②資産証明書、公課証明書を交付する。(地方税法第382条の3等)				
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、宛名・納付システム、 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル					
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、住民票情報ファイル、宛名・納付情報ファイル 					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条および別表第一第16項				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主 実施する)</li><li>(主 実施する)</li><li>(2) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第27項、および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項、並びに内閣府・総務省令第5号第16条				

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	総務部税務課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
-					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課行政係 (TEL.0866-92-8218)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 総務部税務課資産税係 (TEL.0866-92-8236)、納税係 (TEL.0866-92-8239)				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年8月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	令和3年8月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、そ	それぞれ重点項目評	価書又は全項目評価書において、リス				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワー	クシステムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネ	<b>ドットワークシステム</b>		]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分でる	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分でる	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監	·····································			
9. 従業者に対する教育・啓	<b>各発</b>						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っ	っている ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「Ⅳリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる